

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝川ほほえみ会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、理事のうち、週あたり40時間相当の勤務を行う者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤理事に対する一人あたりの上限額を別表1のとおり評議員会で定めた上で、理事会において決定する。ただし、当法人職員を兼務する理事は、当法人給与規程を適用し報酬等は支給しない。

- 2 非常勤役員等の報酬は日額とし別表2に定める額とする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の支給は、毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に繰り上げる）に支払うものとする。報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。その場合は、翌月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に繰り上げる）に振り込み支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるとする。

附 則

この規程は、令和7年6月22日から適用する。

別表1 (常勤理事の報酬)

勤続年数	報酬上限額(年額) (一人当たり)	実費弁償費
～2年未満	3,000,000円	当法人給与規程の通勤手当に準じる
2年以上6年未満	4,000,000円	
6年以上	5,000,000円	

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1)理事(理事長)

業 務	報酬額(日額)	実費弁償費
理事会等会議への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための業務	10,000円	2,000円

(2)理事 (理事長以外)

業 務	報酬額(日額)	実費弁償費
理事会等会議への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための業務	10,000円	2,000円

(3)監事

業 務	報酬額(日額)	実費弁償費
監事監査・実地指導監査等への出席	10,000円	2,000円
入札、評議員選任・解任委員会への出席 (同日に他の業務と重なった場合は支給なし)	5,000円	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための業務	10,000円	2,000円

(4)評議員の報酬

業 務	報酬額(日額)	実費弁償費
理事会等会議への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための業務	10,000円	2,000円